

①有償性の有無

○無償運送については、道路運送法上の規制がなく、自由に行えます。また、無償運送なので運送を行える範囲に制限はありません。

○以下の行為は無償運送の範囲で行えます(有償とはならないので許可等は必要ありません。)

- ①謝礼の支払い
- ②実費の請求又は支払い

謝礼の支払い



ボランティア・共助に
対するお礼の気持ち

※注意

運賃表を定める、口頭等で謝礼を強く促す行為、謝礼の有無での利用者を選別はダメ

実費の請求・支払い

(運送に係る実費とは以下の項目を指します)

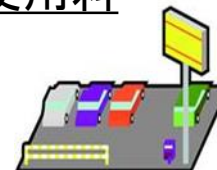
①ガソリン代等の燃料費



②有料道路使用料



③駐車場代



④移動サービス専用保険料
自賠責・任意保険は対象外



⑤運送を行うために発生した車両借料



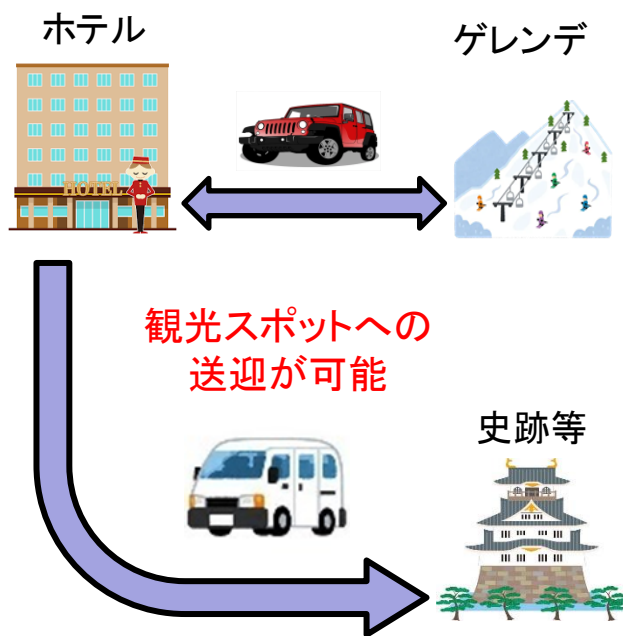
② 宿泊施設 & 介護施設の付随送迎

- 宿泊施設や、介護施設の利用者を対象とする送迎において、送迎に対する反対給付がない場合に許可等は必要ありません。
- この場合、利用者からの依頼に応じて、以下の送迎を行うことも可能です。

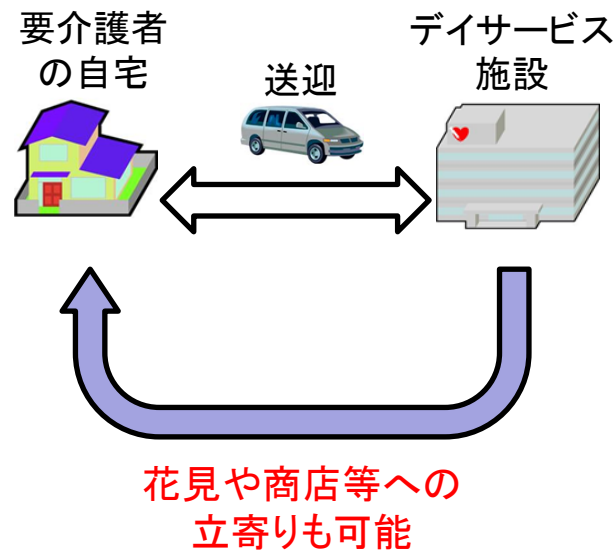
駅・空港等との送迎途中での
お土産屋等を含む複数施設への立寄り



近隣施設・観光スポットへの送迎



施設と自宅との送迎途中での
商店等への立寄り



③ ツアー & ガイドに係る付随送迎

- ツアー等のサービス提供者が、ツアー利用者を近隣の駅・バス停・宿泊施設からツアー実施場所まで運送するなど、**運送に対する反対給付がない場合**、許可等は必要ありません。
- 通訳案内士等の公的資格を有する観光ガイドが、ガイドの為に利用者を運送する場合において、運送に対する反対給付がない場合、許可等は必要ありません。



サイクリング



ウィンタースポーツ



ライン下り

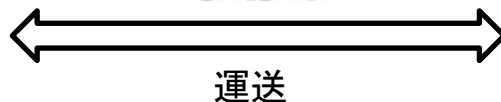
ツアー事業者



近隣の駅・バス停等



宿泊施設



通訳案内



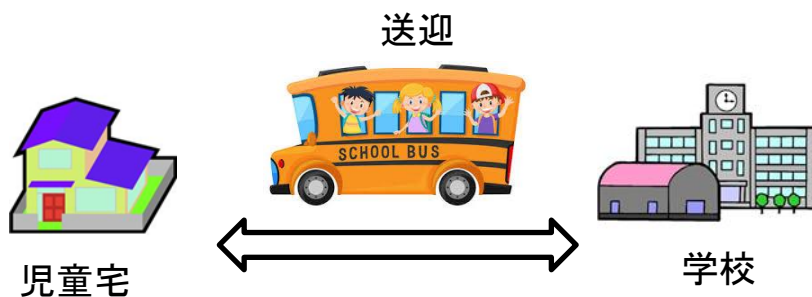
※ただし、国や地方公共団体等からの認定を受けた資格を有して観光ガイドを行っていても、提供されるサービスの実態が目的地への運送のみである場合は**許可等を要することとなります。**

④ 運送サービスの有無で料金に差を設ける場合

- 有料の施設利用に付随する運送サービス、宿泊施設における運送サービス、幼稚園等の送迎に係る運送サービスについて、運送サービスの利用の有無によって利用料や宿泊料に差を設ける場合であっても、**当該差額が運送サービスに要する実費の範囲内であれば**、許可等は必要ありません。

この場合の実費について

ガソリン代等の実費が対象となるのはもちろん、当該車両が、主として送迎を要する利用者のためだけに購入・維持されていることに鑑み、実費の範囲に「車両償却費、車検料、保険料等」の車両の維持費を含めることも差し支えありません。



送迎の有無	学費
送迎あり	32,000円
送迎なし	30,000円



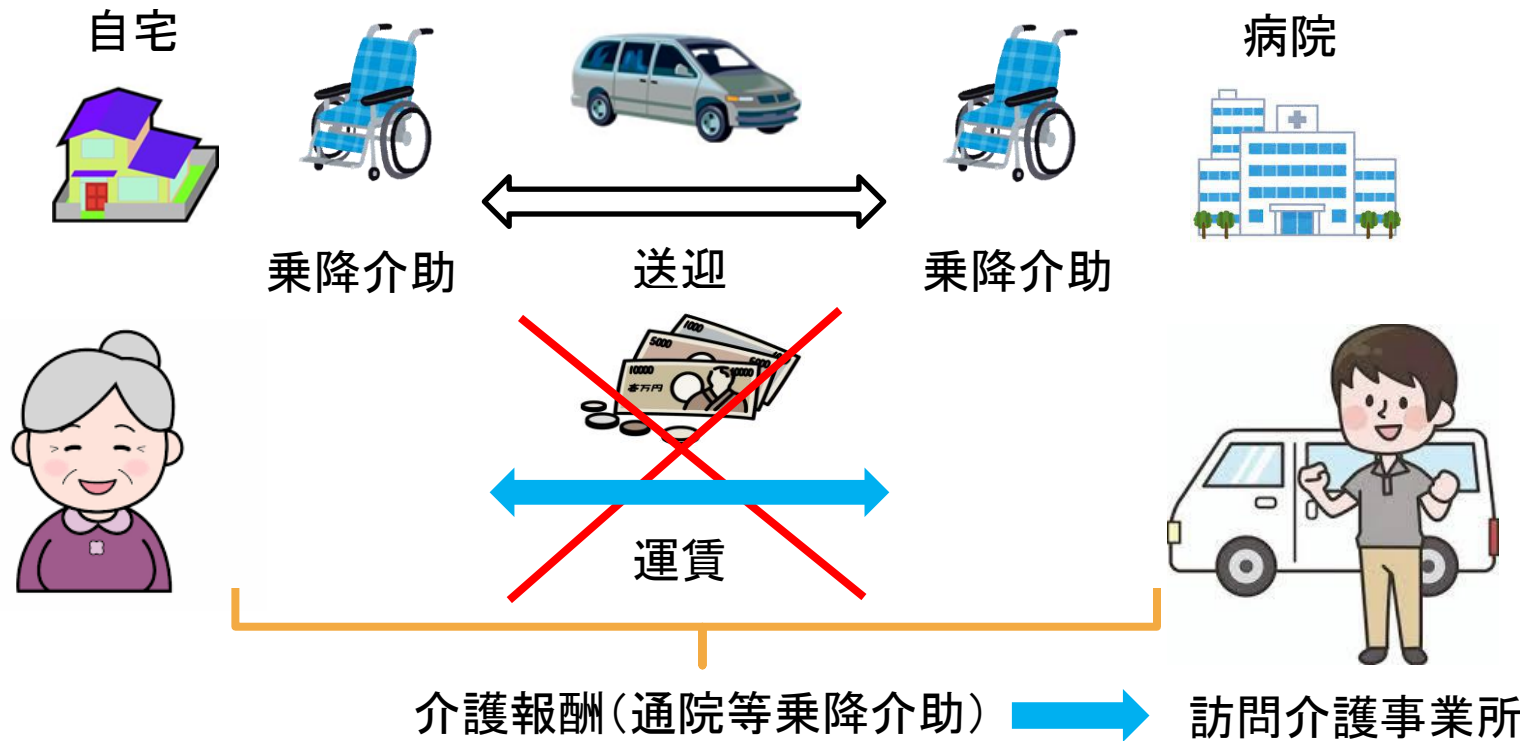
送迎の有無	利用料金
送迎あり	6,800円
送迎なし	6,000円

※ただし、幼稚園等において、利用者から運行に係る人件費相当を収受する場合は「通学通園に係る自家用自動車の有償運送の取扱いについて(平成9年6月17日付自旅第101号)」に基づき、**許可を要することとなります。**

⑤介護保険法等に基づく移動支援等の運送について

運送サービスに対する報酬が支払われていないと扱われる場合は、有償の運送には該当しないため、許可・登録は不要です。

- ①訪問介護における運送（通院等乗降介助を伴う）において、利用者から運送の反対給付として金銭を收受しない場合は許可・登録は不要（運送は介護報酬の対象外）



- ②訪問型サービスB・D(移動支援)及び一般の介護予防事業の一環として行う運送は許可・登録は不要

⑥地縁団体が行う運送サービス

- 社会福祉協議会、自治会・町内会、マンション管理組合等の地縁団体の活動において、**会員が負担する会費での運送サービスは許可等は必要ありません。**
- この場合、以下の行為が可能です。
 - ①会費で車両を調達
 - ②会費から当該サービスを提供するための運転者への報酬支払
 - ③運送サービスの利用の有無に応じて会費に差を設けること(ただし、差額が実費の範囲内である場合に限る。)

